



行徳公民館では こんなことができます！

ことし市川市市制90周年

おかげさまで行徳公民館は開館46周年

つどう

行徳公民館は、すべての世代の方が生活のなかで気軽に集うことができる場です。現在200以上のサークルが活動しています。語学、コーラス、フラダンス、健康体操、ヨガ、楽器演奏、パソコン、絵画、書道、茶道、子育てなど仲間と一緒に楽しんでみませんか。

※3階事務室では記載以外も網羅したサークル一覧をご用意しています。

まなぶ

行徳公民館は、自らの興味関心に基づいて、また社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場です。春夏と秋冬の年2回集合講座を開催しています。

※別途インターネットでも講座を開催してます。

つかう

行徳公民館は、19の部屋（会議室、和室、ホール、調理実習室、茶室など）があります。サークル活動の他、会議や打合せ、練習、勉強にも使えます。気軽にご利用ください。

※ただし、営利目的・政治目的・宗教目的などの利用はできません。

詳しくは裏面に記載しています。

べんり

行徳公民館は、便利な所にあります。東京メトロ東西線の行徳駅改札から徒歩5分と近い、行徳支所や図書館と同所なのでついでにもOK、スーパー・コンビニ・ドラックストアも近く、行き帰りに買い物がOK。
※市民等の方は利用者登録するとさらに便利になります。

いちどのぞいて
みませんか！



行徳公民館を使ってみませんか？

公民館は、定例的な活動の場として利用できる他、1回だけの会合や個人での利用も出来ます。興味のある活動を探すもよし、新たに立ち上げるもよし、個人練習にもよし。まずは使ってみませんか？

ただし、公民館は社会教育法に基づく施設のため、使用目的によってご利用できない場合があります。以下の内容をご理解の上、ご利用をお待ちしております。

1. 禁止している行為や活動について

(1) 営利を目的とする行為

物品販売、私塾経営、指導者が参加者を募り参加費を徴収する活動、企業や社員の業務研修・会議・説明会・宣伝展示、広報など間接的な行為も含む

(2) 特定の政党、候補者を支援する行為

政党への勧誘活動、機関紙・名刺配布、のぼり旗掲示など

(3) 特定の宗教、宗派、教団を支援する行為

宗教儀式や布教活動など。ただし、クリスマス会など宗教色が薄く社会通念上一般的な行為は可

(4) 次に掲げる行為や活動

- ・ 飲食を目的とする会合・パーティー、冠婚葬祭
- ・ 金管楽器や大型太鼓の使用など音量の大きな活動、隣室や階下の振動が生じる活動
- ・ その他、公民館の風紀運営上の支障を生じる行為や活動

2. ご利用者様について

(1) 市民等または市民等以外の区分

市民等と市民等以外の方では予約方法や利用料が異なります。

① 市民等

- a. 市内在住、在勤、在学の方が半数以上を構成する団体や個人
- b. 市内に事務所のあるNPO法人、社会福祉法人等の非営利法人

② 市民以外

市民等以外の団体や個人、あるいは市民等が確認できない場合

(2) 18歳未満の方が公民館を利用する場合

① 全員が年齢18歳未満の場合

「保護者による使用許可申請」または「保護者の同意書を添えて申請」のいずれかが必要

② 全員が15歳以下の場合

「保護者が使用許可申請」し、利用時に保護者1名以上の付き添いが必要

市川市行徳公民館

〒272-0121

市川市末広1-1-31

電話：047-356-0763

FAX：047-359-2060

開館時間：9時から21時まで

休館日：毎月最終月曜日、祝日（祝日が日曜日の時は振替休日の日）、年末年始

